



三月の朝

より 光 観 課 工 商

騒がしいきのうが暮れて
静かな朝がくる
ジャボン！

さきおり海水汲む

船員の姿

すぐ それも消えて

あこは遠くに
エンジンの音のみかすか

上つたんですが……

ホウ！ だらぶわづかしこ
とを尋ねる うしなつたんだね
まあ、だらくに話して行こう
じやないか！

その前にだね。

お前、日本の憲法を知つてゐ
い。

○ 憲法どうります
○ つまりだよ

○ それはネ。

○ ひと口にいきば、民主主義的
であるということなんだ。

○ あゝそのことですか。

○ ところが、ひとちに民主々
主義的といつても、それがまた、
大變むづかしいことなんだね。

○ 自分ではわかつてゐるよう
じで発表するとなると、なかなか
言いにくもんなんだ。

○ ほんとに、そうですね。

○ 民主主義の特徴などのはだ
ね。自由とか平等とかあるけれども、その根本は、やはり他人
の人格を尊重するというこ
とのようだね。

○ ほつと、やさしい言葉でゆう
なれば、人に向つて

○ わたしは、あなたの考へに
金言お節介は致しませんヨ。

われらの権利

直接請求権

問

答

まして、権力や暴力で、あなたを従わせようなどは致しませんヨ」

「とゆうことなんだ。

このよう前人の人格を尊重する、ということは、つまりお互いを尊重するということなんだ。

何故お互いを尊重しなければならないかといふとわだ茶

だ。それは、われわれ人間が「唯一最高」のものだからだ。

他の何物よりも、すぐれていたからだヨ。

なるほど、人間は万物の靈長

となりますからね。

そうだ。だからね。

そのすぐれた人間の住んでゐる

國の權力、つまり主權もだね。

当然われく人間のものでなければならぬのだ。すなわち國民のものでなければならぬの

だね。

だから憲法で、はつきりと主權はわれく國民のものであると定めてあるんだヨ。

なるほど！

つぎに、われくは政治といふものを考えてみようではないか。

すなわち政治というのは、世の中をうと住みやすくなるため、お互いが意見を表し合

つて、そのまとまつたことを実行してゆくことなんだね、判る

ね。

ところが、日本の全國民が一

一一六〇〇円

(1/2の場合)

一一二〇〇円

(1/6の場合)
六〇〇円

○ア、それが税金ですか。
□ソウ一 税金もそうだし。
金をもう少し増やさうだ。
の他まだあるが、ないでね。
どう通つ税金としておこう。
だから税金が増やさなければ
何事も手分けでつけない
だ。だから税金は必ずしも納め
貢わなければならぬものだ。
住民としてもまた、これを納め
なければならぬものなんだ。
この納めなければならぬ
ことからいふ。
つまり「どうへしなけれ
ばならぬ」というふうだ。
ほんの前が讀めた、「住民の
義務」ということなんだ。
なるほど。
それならだ。さつきわれわれ
は代表者を選ぶひとにかかる
と言つたぞ。
われくは選ばなかつじよ
いんだ」
われくは選ばなかつじよ
候があれは代表者選ぶなんひと
ることかであります。じつは
を「立候補」というんだ。日
のよひ、立候補する事
ができる。
つまり「立候補するといふ」
できぬ」とかいつて、住民の
権利なんだ。

○ ハイ。良く来りました。
□ この住民の権利と義務を定めたのがさきほども言った大原則なんだ。
だから、この条例の定めについては非常に大きな損害を被れても住民の肩にかゝつてわけないだよ。
ここで、ちょっと次のやることを教えるとしよう。なぜはたとえはださず、或るまわの市であればなしの市長や市役さんは市の施設についてどうだ、と意見をおありにならしを場合、たずねずしておられ、そのをめぐるのもおありでしよう。こうした極みを解決するため、これだけできるだけ、これどうぞ、皆さんの知つてありますから、要書()お

日本が経つたつれで悪くはないといふ
ことあるがゆゑむかんだんだ。
特だ、世の中は激しく移り交
る時は、このことが男いきつと
現れるんだ。
そうした場合、住民は條例を
改められるものなれば、もう一
度みんなのために良いものにし
たい圖るのは当然だらう。
やつ改める必要のないし、い
わゞやあつては困るものであれ
ば早々廃止したくともみんなは思
ひがう。
それにも拘らず、選ばれた代
じて、『どう御ひだ』と云
つておきたいじと、だすなどいと
したくも正説をお詫びつさう。
山下町会へ
鹿児島市教諭
社会教育係 河中

事でなく、つまり地方公共團體の長に対し、自分たちの條例が定められるよう、あるいは改められるよう、または廃止されるよう請求する」とがござるんだといふことを【條例の制定または改廃の直接請求】といふんだと申します。良くござりました。では

○ なるほど、そうですか。

○ 良くござりました。

○ その手続はどうすればよいのでしょうか?

□ ウン、條例の制定及び改廃請求をするには大変。詳しく説明されているが極く大まかな点をのみ説明しよう。

まず第一に、請求代表者であるところのことを証明する地方公共團體の長の証明が必要なんだ。

○ 請求代表者といいますとつまり、最初直接請求をしてしまった人達のことなんだこの人は「自分は有権者であつて、次のような條例を制定は改廃しようとするんだから、請求代書証明書を交付して下さい」ということを文書で、地方公共團體の長に申請しなければならないのだ。

すると、役所の方では本当に有権者であるかどうかを調べ、間違ひがなければ、その証明書を渡し、廣く一般にもそのこと方を表示するんだ。

一方、請求代表者は、役所か

三
0
0
0
四

